

重 点 事 项

1 地域福祉の推進について

(1) 今後地域に必要なサービス

ア 昨今、地域では、高齢者や障害者を標的とする詐欺事件の増加や孤立死の発生、身近に相談できる人がいないといった孤独や孤立の問題など、一人暮らし世帯等への声かけや地域の見守りの必要性が指摘される状況がある。また、障害などがなく、あっても軽度であるため制度の対象にはならないが、ゴミ出し、電球の交換、重たい物の買物のようなちょっとしたことの手助けが得られず生活に不便を抱えているといった人々がいる。

イ このように、制度の対象とならない状態であっても、一人暮らしなどで日常的な家族のサポートが得られない世帯等（以下「一人暮らし世帯等」）に対しては、家族に代って手助けをする地域の支援が求められている。特に、「見守り」と生活に不可欠なものを調達するための「買物支援」は重要であり、この部分は地域生活を支える「基盤支援」といえる。

(2) 昨年度の取組

ア 制度のみでは対応できない地域の生活課題の解決のため、厚生労働省社会・援護局に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」を設置し、地域社会において支え合う体制を実現するための方策の検討を実施し、昨年3月に報告書がまとめられたところである。報告書では、住民と行政がお互いを補い合い協働して、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化することが求められており、その際、行政（とりわけ市町村）には、住民の福祉に責任を持つ主体として、公的な福祉サービスを適切に提供し住民では対応できない困難ケースを受け止めること、住民の地域福祉活動の基盤整備を行うこと、地域の多様な生活課題を受け止めるため複数の制度を組み合わせることで一体的に提供できるようにするといった取組の必要性等が指摘されている。

イ また、厚生労働省としては、地域の今日的課題の解決を図るための先駆的・試行的事業等を支援する「地域福祉等推進特別支援事業」、住民相互の活動を調整するコーディネーターの配置や地域福祉活動の拠点づくり等により地域福祉活動の活性化を支援する「地域福祉活性化事業」の実施、災害時における要援護者支援に係る通知の発出を通じた地域福祉計画の策定促進、民生委員・児童委員活動の推進などに取り組んできているところである。

(3) 平成21年度新規事業について

ア 安心生活創造事業の実施について

- その上で、今後益々増加する「一人暮らし世帯等」のニーズに対応するためには、これまでの取組に加えて、更に「一人暮らし世帯等」が地域で安心して暮らせるようにするための「基盤支援」である「見守り」と生活に不可欠なものを購入するための「買物支援」を、民生委員や住民の活動等と協働し、地域に整備していく必要がある。
- そのため、平成21年度予算案において、「一人暮らし世帯等」が、地域で安心して暮らせるようにするための支援を行う新規事業として「安心生活創造事業」を実施することとしたところである。本事業は、全国50程度の市町村の参加（地域福祉推進市町村）により、以下の目的と3つの原則を充たしたプログラムを実施するものであり、市町村と国が協働して効果検証を行うとともに、有効な取組等について全国に情報発信するものである。
- なお、詳細については、本年2月13日付の事務連絡「市町村と国との協働による地域福祉推進の取組について」において示しているのでご確認願いたい。

「安心生活創造事業」の創設

〈セーフティーネット支援対策等事業費補助金210億円の内数〉

〈目的〉 「一人暮らし世帯等」への基盤支援（「見守り」と「買物支援」）を行うことにより、「一人暮らし世帯等」が、地域で安心して暮らせるための支援を行うことを目的として、「安心生活創造事業」（定額補助）を創設。

〈3つの原則〉

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取組む

【事業モデル例】「ひとり生活応援プラン（仮称）」

「安心生活創造事業」は、上記の目的と3つの原則を充たした上で、地域の実情に合わせた地域福祉プログラムを実施するものであるが、具体的な事業実施の参考としていただくため、「ひとり生活応援プラン（仮称）」を、事業モデル例として提案させていただく。

＝「ひとり生活応援プラン（仮称）」の基本コンセプト＝

- 基盤支援（「見守り」と宅配利用支援等の「買物支援」）を必要とする人とニーズを把握するため、訪問調査やマップづくりなどにより必要な人の発見とニーズ把握を行う。

- 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくるため、
 - (1) 地域に小地域のゾーンを設定。〈例えば人口2万人程度（2中学校区相当）〉
 - (2) ゾーンを担当する主任（チーフ）を常設し、そのもとで訪問活動を行う訪問員を配置する。
 - (3) 住民や民生委員活動と協働しきめ細かく対応する。
- 「ひとり生活応援プラン（仮称）」を支える安定的な地域の自主財源確保に取り組むため、
 - ・ これまで主な財源であった3つのポケット「公費」「保険料」「利用料」に加え、寄付や賛助会費による「第4のポケット」を充実し、公費や利用料等を効果的に組み合わせる。
 - ・ 第4のポケットを、共同募金の仕組み等により確保する。
 - ・ 「第4のポケット」の充足は、これまでにない新しい取組として
 - ① 住民に広く募る「1コイン」募金
 - ② 商店や企業が第4のポケットへの寄付を含んだ商品を販売する「地域の福祉応援グッズ」による募金（仮称）を進める。

イ 地域福祉推進市町村について

（地域福祉推進市町村の役割について）

平成21年度から設置される「地域福祉推進市町村」は、地域バランス等を考慮し、全国に設置され、国と協働して地域福祉プログラム（平成21年度からは「安心生活創造事業」）に取り組む市町村である。

具体的には、次の取組を実施する。

- ① 「安心生活創造事業」の実施
- ② 取組事例や地域福祉に関する各種データの提供
- ③ 地域福祉推進ネットワークの形成、意見交換会の実施
- ④ 「安心生活創造事業」の効果検証
- ⑤ 住民への周知広報

など

（今後のスケジュール案について）

先般、各市町村の地域福祉推進市町村への参加意向を確認するため、前述の事務連絡（平成21年2月13日付）を発出したところであり、各自治体の意向や地域バランス、人口規模等を考慮したうえで、今月中には地域福祉推進市町村を決定する予定であるので、積極的な取組をお願いする。

平成21年3月中	地域福祉推進市町村の決定
4月	地域福祉推進市町村への説明会の開催
5月～10月	事業実施のための準備期間
10月以降	事業開始

(4) 平成21年度予算案について

平成21年度予算案においては、上記のとおり市町村と協働して地域福祉プログラムに取り組む「安心生活創造事業」を創設したところであるが、平成19年度に創設した、地域社会における今日的課題の解決を図るために、各市町村等が取り組む先駆的・試行的事業等に対し支援する「地域福祉等推進特別支援事業」、平成20年度に創設した、21世紀にふさわしい福祉社会の構築を図るため、社会福祉施策の各分野に関わる独創的な調査研究などに対して支援を行う「社会福祉推進事業」についても引き続き実施するので、これら3つの事業により、地域福祉の推進を図っていくこととしている。

ア 地域福祉等推進特別支援事業の整理統合について

なお、平成20年度に創設した「地域福祉活性化事業」や「自立生活サポート事業」は、「地域福祉等推進特別支援事業」と事業内容は異なるものの、地域福祉の推進について各地域の実情を踏まえた取組を支援していくという点においては、共通していることから、平成21年度より、下記のとおり「地域福祉等推進特別支援事業」に統合することとしたところである。

今後、正式な協議通知や要綱等をお示しすることとしているが、それぞれの事業の基本的な趣旨や補助率、対象経費等については従来お示ししたものと基本的には変更はないので、引き続き積極的な活用を図っていただきたい。

また、昨年度の「地域福祉活性化事業」に該当する事業は、今年度も新規協議を受け付ける予定であり、希望する自治体は厚生労働省社会・援護局地域福祉課に相談されたい。

【参考：地域福祉推進関係施策の整理統合案について】

現 行	平成21年度
①「地域福祉等推進特別支援事業」(H19'～) (実施主体) ・都道府県・指定都市・市区町村 ・都道府県・指定都市・市区町村が適当と認める団体 (補助率) 国1/2、県(指定都市、市区町村) 1/2	○「 <u>地域福祉等推進特別支援事業</u> 」 (1) <u>地域の課題解決のための先駆的・試行的取組</u> (実施主体) ・都道府県・指定都市・市区町村 ・都道府県・指定都市・市区町村が適当と認める団体 (補助率) 国1/2、県(指定都市、市区町村) 1/2
②「地域福祉活性化事業」(H20'～) (実施主体) 市区町村 (補助率) 国1/2、県1/4、市区町村1/4	(2) <u>地域の福祉活動の活性化や生活不安定者を支援するための取組</u> (実施主体) 市区町村 (補助率) 国1/2、県1/4、市区町村1/4
③「自立生活サポート事業」(H20'～) (実施主体) 市区町村 (補助率) 国1/2、県1/4、市区町村1/4	

イ 日常生活自立支援事業について

- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれ、精神障害者や知的障害者の地域生活への移行が進む中、判断能力が不十分な方々の地域での生活を支える本事業の重要性は、ますます高まっている。

- ただ、これら判断能力が不十分な方々については、自分から相談に至ることはまれで、サービス利用に至るには周囲の発見が不可欠であり、きめ細やかな相談が必要となることから、平成19年度から計画的に日常生活自立支援事業の市町村段階での相談窓口である基幹的社会福祉協議会等の増設を進めてきたところである。

- 平成21年度予算案においても、引き続き所要の財源の確保を行ったところであるので、都道府県・指定都市におかれても本事業の重要性を考慮いただき、事業の更なる充実を図るため基幹的社会福祉協議会の増設を進めるための財源措置等についてご配慮願いたい。

(5) 地域福祉計画について

- ア 昨年の研究会報告書において、地域福祉を推進するために必要な条件として下記の内容が示された。今後、市町村地域福祉計画が住民主体の地域福祉活動を推進するものとなるためには、下記の内容が盛り込まれることが必要であると考えている。

- イ 各自治体においては、今後、新たに地域福祉計画を策定、あるいは計画の見直しをする際には、研究会報告書の提言を踏まえた策定を進めていただきたい。

(「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書 一抜粋一)

- ① 住民主体を確保する条件があること
- ② 地域の生活課題発見のための方策があること
- ③ 適切な圏域を単位としていること
- ④ 地域福祉を実施するための環境として、情報共有がなされ、活動の拠点があり、コーディネーターがおり、活動資金があること
- ⑤ 活動の核となる人材がおり、後継者が確保できること
- ⑥ 市町村は住民の地域福祉活動に必要な基盤を整備するとともに、公的福祉サービスも地域の生活課題に対応できるよう、一元的に対応すること。

- ウ なお、地域福祉計画の策定状況については、例年調査を実施し各自治体の取組状況を把握させていただいているところであり、本年度も近々に実施することとしているので、ご協力願いたい。

(6) 社会福祉協議会について

ア 社会福祉協議会への支援

- 社会福祉協議会は、地域福祉を推進する組織として、自治体や目的を共にする様々な活動主体と協働し、住民が地域で支え合う環境づくりを進めるために積極的な役割を果たすこと、また公的福祉サービスや他の民間事業者等では対応し難い人々の生活課題に対する相談支援の充実・強化についても、重点的に取り組んでいくことが求められる。
- 今後、社会福祉協議会がこれらの役割を十分に発揮し、開拓性、即応性、柔軟性を活かした事業展開が可能となるよう「地域福祉活動を調整する役割を担う者（地域福祉のコーディネーター）等の専門的人材（社会福祉士等の有資格者）を配置することが重要であると考えていることから、各自治体においては所要の財政措置に配慮されたい。

イ 日常生活自立支援事業にかかる不祥事について

- 最近、日常生活自立支援事業の実施を背景とした社会福祉協議会職員による不祥事（金銭の横領等）が報告されている。
- こうしたことは、各都道府県・指定都市が補助事業として実施する日常生活自立支援事業への信頼を失わせるとともに、社会福祉協議会活動への住民の不信や不安を招きかねない事態である。各都道府県・指定都市においては、管内の社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業の適切な実施について、改めて点検いただき必要な指導を願いたい。

ウ 社会福祉協議会が実施する結婚相談事業について

- 市区町村社会福祉協議会が行う結婚相談事業における基本的人権の尊重及びプライバシーの保護の徹底については、これまでも各自治体において管内の社会福祉協議会に対する指導をお願いしていたところであるが、昨年、一部の社会福祉協議会において、基本的人権への配慮に欠けた取扱いが確認されたところであり、今回、再び不適切な事例が発生したことは、誠に遺憾である。
- 不適切な取扱いがあった社会福祉協議会については、全国社会福祉協議会より全て改善が図られたとの報告を受けているところであるが、今後、再発することのないよう引き続き管内の社会福祉協議会に対する指導をお願いしたい。

(7) ボランティア活動について

ア ボランティア活動については、従来の福祉分野を超えて、環境、災害被災者支援など様々な分野で活動が行われ、今後はいわゆる団塊の世代の方々の参加など活動の担い手の広がりも予想される場所である。

イ 前述の研究会報告書では、今後に向けてボランティア活動を推進する為には、ボランティアに関心のある人の参加を促すとともに、自分には何が出来るか分からないという人々が活動を始めやすい環境づくりとして、要支援者の生活課題と、ボランティア活動に参加したい人の意欲や技能を結びつけるマッチング機能を強化するためのボランティアコーディネーターの配置の推進等が指摘されている。

ウ 各自治体においては、学校や企業への働きかけなどの取組や、ボランティア活動の裾野を広げるためのボランティアセンターへの必要な支援などを通じ、ボランティア活動の一層の推進に向けた基盤整備に努められたい。

2 民生委員・児童委員活動の推進について

(1) 民生委員・児童委員の委嘱手続きの見直し

ア 一人暮らし等で家族のサポートが得られない世帯の増加や、高齢者等の孤立死の問題、消費者被害の問題など、地域における生活課題により、住民の立場に立った身近な支援活動を行う民生委員・児童委員の役割はますます重要になってきているところである。

イ そうした中、民生委員・児童委員の担い手の確保が課題となっており、一昨年より地方分権改革推進委員会において、身近な地域において適任者を選べるようにすべきことや、地域福祉活動に支障が生じることのないよう、速やかな欠員補充が行えるよう、委嘱手続きを簡略化して迅速化・効率化すべきとの議論がなされ、昨年5月には地方分権改革推進委員会からの第一次勧告の中で「民生委員の委嘱手続を簡略化する。その具体的な方策について平成20年度中に結論を得る。」との指摘を受けたところである。

ウ 厚生労働省においては、具体的な委嘱手続の簡略化方策を検討するため、これまで自治体からのヒアリング等による意見聴取を実施してきたところであり、主な意見としては、

- ・ 指定都市・中核市においては、民生委員推薦会と地方社会福祉審議会の審査は一部重複しているのではないか。
- ・ 候補者を厳格に審査するという観点から、地方社会福祉審議会の審査は不可欠である。
- ・ 法定ではないが、各地域において任意に設置している民生委員推薦準備会が、適格者の把握に重要な役割を果たし、推薦会に相当する役割を果たしている地域がある。

等であった。

今後これらの意見を踏まえ、具体的な委嘱手続きの簡略化の方策について、年度内に結論を得るべく検討を行っていくこととしている。

エ なお、各自治体においても、欠員が生じた際の欠員補充の手続きについては、極力その迅速化に努めるとともに、民生委員・児童委員の定数に対する充足率が低い自治体においては、引き続き、民生委員・児童委員の確保に努めていただきたい。

(2) 民生委員・児童委員活動の環境整備

ア 近年、都市化による地域の連帯感の希薄化や家族機能の変化等もあり、民生委員・児童委員の方々が活動しにくくなっているとの指摘がある。こうした状況の中、厚生労働省としては、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組んでいるところであり、内容は以下のとおりである。

イ 個人情報保護法への過剰反応ともいえるべき現象により、必要な情報が自治体から提供されにくいことが多く、民生委員・児童委員の活動に支障が生じているという指摘がある。

民生委員・児童委員は、法律上守秘義務が定められているので、円滑な活動が図られるよう、各自治体においても必要な情報提供にご配慮願いたい。

ウ 民生委員・児童委員が住民主体の地域福祉活動を進めるためには、できるだけ多くの国民に、民生委員・児童委員の活動についての理解を広げることが必要であると考えている。そのため、厚生労働省のホームページにおける民生委員・児童委員に関するサイトをリニューアルし、よりわかりやすく、内容も充実させることとしており、本年4月からスタートする予定である。その際、具体的活動事例などについては、全国民生委員児童委員連合会のホームページとリンクさせることで、より充実したものとなるよう検討中である。

については、各自治体においても、これらの情報媒体を活用する等により、地域住民に対し、民生委員・児童委員制度の正しい理解が図られるよう、広報等に努められたい。

エ 民生委員・児童委員が活動の中で行っている、いわゆる証明事務については、地域住民が生活状況の改善や維持を行う際に必要となる住民支援の活動である。しかし、活動を行う中で、実際には確認が困難である場合があるにもかかわらず、国の通知等により、原則として民生委員・児童委員のみに証明を求めているものがあり、トラブルとなっている事例が報告されている。これらについては、現在関係部局等と調整中であり、結論を得次第あらためて周知する予定である。

なお、証明事務の取扱いについては、平成14年に全国民生委員児童委員連合会において、「「証明事務」の基本的な取扱いについてのガイドライン」を示しているところであり、参考とされたい。

オ また、民生委員・児童委員が地域において円滑な活動を行う上で、民生委員・児童委員自身の資質の向上を図っていくことも重要な要素であることから、各自治体においては、引き続き必要な研修等に努められたい。

3 生活福祉資金貸付制度について

(1) 生活福祉資金貸付制度の役割・趣旨について

生活福祉資金貸付制度（以下「本貸付制度」という。）は低所得世帯等の経済的自立等を目的とし、資金の貸付と生活の支援を行う制度として制度発足から50年以上にわたり一定の役割を果たしてきたところであるが、今日の地域社会における課題、特に多重債務の未然防止や生活保護に至らないための支援機能を一層充実させることが改めて求められている。

また、本貸付制度は他の貸付制度では適用できない、あるいは対象とならない世帯を貸付対象とし、あわせて世帯の自立支援を行う点に制度として意義と役割がある。

特に、昨年の世界的な金融危機に端を発して、我が国でも、失業者、低所得者が急増する等雇用情勢が急速に悪化しており、これらの者の生活を支援する対策として、低所得者等に対するセーフティネットの重要な施策である本貸付制度のさらなる活用の促進が求められている。

(2) 生活福祉資金貸付制度の積極的な広報について

本貸付制度については、貸付件数が減少傾向にあること等から、その機能が十分に発揮されていないのではないかという指摘がなされているところであり、本貸付制度の積極的な周知等を行うことにより、さらなる活用が図られるよう求められている。そのため、低所得者等が本制度を必要に応じて活用でき、低所得者等に対するセーフティネット機能を十分に果たすためにも、各都道府県においては、実施主体である都道府県社会福祉協議会と十分な連携・調整を図った上で、例えば、公共の場でのポスターの掲示、ビラの配布、行政の広報、マスメディア等の活用等による本貸付制度の積極的な周知・広報をお願いしたい。

また、広報・周知を行うに当たっては、セーフティネット支援対策等事業費補助金の活用についてもご検討いただきたい。

(3) 生活福祉資金貸付制度の安定的な運営

本貸付制度の実施にあたっては、実施主体である都道府県社会福祉協議会における制度運用体制の確保と経営上の工夫や努力が不可欠であるが、都道府県によっては貸付金の償還を重視するあまり、資金ニーズへの対応が効果的に実施できていないと考えられる都道府県もある。

本貸付制度は都道府県及び国の補助金を原資とした貸付制度であることから、貸付金の債権管理・償還対策が重要であるが、十分な償還対策が講じられたが償還免除の適格要件に適合し真に償還させることが困難と認められる債権は、償還免除を行う必要がある。

貸付金の償還免除を行うにあたっては、償還免除額を限度として欠損補てん積立金を取り崩して貸付原資に充当することができるが、欠損補てん積立金の不足が生じている場合は、延滞利子収入分を欠損補てん積立金に積み立てる等積極的な改善策を講ずる必要がある。

なお、やむを得ず償還免除を行うに当たり、欠損補てん積立金が不足する場合には、当課まで協議いただきたい。

(4) 都道府県社会福祉協議会の体制について

都道府県社会福祉協議会における本貸付制度に関わる事務費は、主に貸付金の利子収入及び都道府県の補助金によるものであり、有利子の貸付金の貸付・償還状況により事務費収入に差が生じ、これが都道府県社会福祉協議会における運営体制の格差の要因となっていることも考えられる。

本貸付制度の安定的な運営のためには、貸付決定に必要な相談援助や調査、償還指導、債権管理のための安定的な人的体制と事務処理体制の確保が必要であることから、都道府県社会福祉協議会の貸付事務費、市区町村社会福祉協議会の貸付事務費、民生委員が行う貸付調査・償還指導の実費弁償費、その他償還対策に必要な事務費について所要の財政措置に特段のご配慮を願いたい。

特に、適切な貸付決定及び償還の確保を図るためには、入口の相談支援、貸付の必要性の判断、家計診断、貸付後の償還指導、必要に応じて生活課題を解決するための支援、関係機関との調整等を一体的に行うことが重要であり、平成21年度よ

り、こうした役割を一体的に行う相談員を、新たに窓口となる市区町村社会福祉協議会に配置する取組に対して支援を行うこととしているので、積極的に活用いただきたい。

(参考) 平成21年度予算(案)における市区町村社協の相談支援体制の強化について(案)

1 事業内容： 窓口となる市区町村社会福祉協議会に専門の相談員を配置し、次の取組を一体的に行う。

①貸付申込者に対する相談支援、②貸付の必要性、妥当性の判断、③貸付後の定期的な生活状況の把握、支援、④家計管理指導、⑤関係機関との連絡・調整等、⑥償還指導、⑦生活福祉資金貸付制度の広報・PR

2 相談員の要件： ファイナンシャルプランナー、銀行等のOB、福祉事務所のOB、社会福祉士、その他都道府県社会福祉協議会が適当と認めた者

3 実施主体： 都道府県社会福祉協議会

4 補助内容： 相談員の人件費、活動費

※単なる既存の社協職員の人件費の付け替えは不可

5 補助単価： 厚生労働大臣が認めた額

6 負担割合： 国1/2、都道府県1/2

7 予算額： セーフティネット支援対策等補助金(210億円)の内数

(5) 関係機関との連携について

現在の厳しい雇用状況に対応するため、就職安定資金融資事業をはじめとして離職者等を支援するための様々な施策が行われているところである。本貸付制度の利用者又は利用を希望する者が自立した生活を送れるように支援するためには、都道府県社会福祉協議会(委託を受けた市町村社会福祉協議会を含む)が、こうした雇用施策を担当するハローワーク、都道府県の労働施策担当部局をはじめとして、生活保護等の

福祉施策を担当する都道府県の福祉担当部局、福祉事務所や、利用者等が抱えている債務の整理等を行う弁護士会、司法書士会、法テラス、消費者相談を行う消費生活センター等様々な関係機関と連携して支援を行う必要がある。

特に多重債務者に対する支援については、各都道府県に関係機関が参加し、連携して支援を行うための多重債務者対策本部等が設置されているところであり、こうした連携の仕組みの中に都道府県社会福祉協議会が参加することも重要である。

各都道府県におかれては、関係機関と連携に当たり、都道府県社会福祉協議会に対する必要な支援をお願いしたい。

(6) 貸付限度額の引き上げについて

平成21年度予算（案）においては、近年の障害者等に対する支援機器がIT技術の活用等により高度化してきており、こうした支援機器を活用することにより、障害者等がより自立した生活を送ることが可能であることから、福祉資金の中の障害者等福祉用具購入費及び障害者自動車購入費の限度額を各50万円引き上げることとしている。詳細は、おって通知する予定であるので、了知願いたい。

(参考) 平成21年度予算（案）における貸付限度額の引き上げについて（案）

1 障害者等福祉用具購入費

(1) 貸付限度額

1,200千円以内 → 1,700千円以内

(2) 償還期間

6年以内 → 8年以内

2 障害者自動車購入費

(1) 貸付限度額

2,000千円以内 → 2,500千円以内

(2) 償還期間

6年以内 → 8年以内

4 ホームレス対策等について

(1) ホームレス対策

ア 平成21年度のホームレス対策事業について

厚生労働省では『ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法』及び同法に基づく『ホームレスの自立の支援等に関する基本方針』（以下「基本方針」という。）に基づき、福祉、雇用等の各分野にわたって施策を総合的に推進してきたところである。

平成20年7月にはこれまでの施策の効果等を踏まえ、基本方針の見直しを実施したところであり、平成21年度においても、引き続き、総合相談事業や、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業等を実施することとしているので、社会福祉法人、NPO等の民間団体との連携、協力の下での事業の推進を図られたい。

なお、現下の厳しい経済情勢や雇用情勢を踏まえると、今後、ホームレスやホームレスとなるおそれのある者が増加することも考えられることから、各自治体におけるホームレス数等について常に状況把握できるよう努められたい。また、ホームレス対策事業に取り組まれてきた自治体はもとより、ホームレス数が少ない等の理由から事業を実施していない自治体においても、積極的にホームレス対策に取り組まれるよう御検討をお願いしたい。

イ ホームレス自立支援事業について

ホームレス自立支援事業（自立支援センター事業）については、必要な土地の確保が困難であること、ホームレス数が少ないこと等の理由により新たな施設の設置が困難である場合等に既存の公共施設や民間賃貸住宅等を活用した自立支援センターの設置を可能としたところであるので、地域の実情を踏まえ、積極的な事業の実施を検討されたい。

なお、ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）についても、既存建築物を活用し、又は借り上げて設置することについては従来より可能としているので、今後のホームレスやホームレスとなるおそれのある者の数の推移等を十分に把握し、必要な施設の設置について検討されたい。

また、ホームレス等は都市部に集中する傾向があるが、大都市周辺の自治体でも

ホームレス自立支援施策に取り組むなど、広域的な対応が図られるよう留意願いたい。

ウ ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するために毎年実施することとしており、平成21年度予算案においても、当該調査に係る経費を確保したところであるので、引き続き、御協力をお願いしたい。

なお、平成15年調査と平成20年調査のホームレス数を比較すると、ホームレス対策を実施している自治体と実施していない自治体では、その減少率に大きな差がある（実施自治体：40%減、未実施自治体：15%減）ことが確認されており、ホームレス対策を実施していない自治体においては、事業の実施を積極的に検討されたい。

（参考）これまでのホームレス対策について

平成14年8月	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」公布施行
平成15年3月	「ホームレスの実態に関する全国調査」結果の公表 ・全国のホームレス数 <u>581市区町村で25,296人</u>
7月	「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を告示
平成19年4月	「ホームレスの実態に関する全国調査」結果の公表 ・全国のホームレス数 <u>552市区町村で18,564人</u>
11月	全国調査(生活実態調査)の分析結果を公表
平成20年1月	ホームレスの概数調査の実施 ・全国のホームレス数 <u>503市区町村で16,018人</u>
7月	新基本方針の告示
平成21年1月	ホームレスの概数調査の実施
3～4月	ホームレスの概数調査結果の公表（予定）

(2) 地方改善事業の実施について

ア 地方改善事業の実施について

(ア) 隣保館整備・運営等事業

隣保館整備・運営等事業については、今後とも多様化するニーズに的確に対応するためには、一般対策を活用することが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう、ご配慮願いたい。

なお、平成21年度予算案における関係事業については、以下のとおりであるので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内の市町村に対してご周知願いたい。

・隣保館整備等事業

隣保館整備等事業については、各地方公共団体の需要を踏まえ所要の額を計上している。

・隣保館運営事業

隣保館は、地域住民に対して福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティーセンターとしての役割を担っていくことが必要であることから、その運営に当たっては、次の点に留意し、地域住民から期待される隣保館としての運営がなされるとともに、高齢者、障害者に対する在宅福祉等の施策についても、十分活用が図られるよう管内市町村に対しご周知願いたい。

- ① 隣保館においては、地域住民のニーズ等を的確に把握し、身近できめ細やかな福祉サービスが提供できるよう、社会福祉等に関する事業を総合的に推進する必要があることから、関係部局等との密接な連携の下で館運営が行われるよう、管内市町村に対しご周知願いたい。
- ② 隣保館職員は地域住民の生活上の様々な相談に応ずるとともに、地域住民がそのニーズに応じて各種サービスを受けられるようにする、いわゆるコー